

国民年金からのお知らせ

ご存知ですか？ 国民年金「老齢基礎年金」

「老齢基礎年金」お手続きの前に：

老齢基礎年金を受け取るための3つの確認

確認 1
保険料を納めた期間が10年以上必要です。

納めた期間には、免除や猶予制度を受けていた期間も含まれます。厚生年金に加入していた期間がある方（会社員や公務員など）や、その方に扶養されている配偶者であった期間、または海外に居住していた期間（日本国籍）も含まれます。

確認 2
保険料を40年納めないと年金額が減額になります。

40年間保険料を納めた年金額は、年額816,000円（昭和31年4月1日以前生まれの方は813,700円）です。（令和6年度）

確認 3
お手続きは原則65歳からです。
ご希望で年金の受け取り年齢の「繰上げ」「繰下げ」が可能です。

- 繰上げ…60歳から受け取れます。年金額が減額となります。
※65歳より1か月早く受け取るごとに、昭和37年4月1日以前生まれの方は0.5%の減額、昭和37年4月2日以降生まれの方は0.4%の減額。
- 繰下げ…66歳以降から受け取れます。年金額が増額となります。（最高75歳）

年金を受け取るために必要な期間の10年に満たないときは？

「任意加入制度」があります

60歳になるまでに保険料を納める期間が10年に満たない場合や、満額の受け取りに必要な期間（40年）に足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。

年金請求のお手続きは

役場住民課または帯広年金事務所で

① 年金を受け取るために必要な「年金請求書」と冊子が、原則として、65歳になる3カ月前に送られます。

② 役場住民課または帯広年金事務所まで請求手続きを行ってください。原則65歳の誕生日の前日から手続きできます。

③ 後日、年金機構から年金証書が送付され、その後約1～2カ月後、年金のお受け取りとなります。

ご相談は…

日本年金機構 帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）まで

- 国民年金の加入・納付等のご相談は ☎0155・25・8113
- 国民年金のお受け取り等のご相談は ☎0570（05）1165

繰上げの減額率

請求時の年齢	繰上げの減額率	
	S37.4.1以前生まれの方	S37.4.2以降生まれの方
60歳0月	30.0%	24.0%
61歳0月	24.0%	19.2%
62歳0月	18.0%	14.4%
63歳0月	12.0%	9.6%
64歳0月	6.0%	4.8%

繰下げの増額率

請求時の年齢	増額率
66歳0月	8.4%
67歳0月	16.8%
68歳0月	25.2%
69歳0月	33.6%
70歳0月	42.0%
71歳0月	50.4%
72歳0月	58.8%
73歳0月	67.2%
74歳0月	75.6%
75歳0月	84.0%

町文化賞・スポーツ賞の推薦について

文化、スポーツの分野で優秀な成績を収めた方ならびに永年にわたり普及振興に貢献された方々を対象に表彰を行います。選考基準に該当する個人、団体がありましたら推薦願います。

表彰式

☎3月7日（金）18時30分
所える夢館はるにれホール

問合せ先

教育課社会教育係
☎579・5801
体育振興係
☎574・2480

豊頃町立豊頃医院及び豊頃町立大津診療所指定管理者の候補者の選定結果の公表について

問合せ先

総務課管財契約係
☎574・2213

町立豊頃医院及び町立大津診療所指定管理者の候補者として公益社団法人地域医療振興協会を指定し、申込みを受けた関係書類について、令和6年11月21日公の施設に係る指定管理者選定委員会（委員長：菅原副町長）において慎重な審査を実施し、町長へ選定結果を報告しました。

（選定結果概要）

- ① 地域医療振興協会は、町立豊頃医院及び町立大津診療所の指定管理者候補として、地域保健医療の確保と質の向上を図り、住民福祉の増進の振興に寄与すると認められ、数多くの医療施設を管理運営している実績を考慮し、適格者であると決定した。
- ② 「産業医・学校医として、保育所・特養等の医療ニーズにも対応したい」「住民の声が反映できる体制を構築してほしい」「可能な限り経費削減に努め、施設の安全管理、良好な医療環境の維持をしてほしい」「診療において医師が変動することのないよう、早急に常勤医師の配置をお願いしたい」「より親切な受付体制を作してほしい」等を選定委員会の要望とした。

豊頃町立豊頃医院及び豊頃町立大津診療所の指定管理者の指定

令和6年12月12日開催の令和6年第4回豊頃町議会定例会において、次のように可決されました。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名称・所在地 豊頃町立豊頃医院（茂岩栄町107番地17）
豊頃町立大津診療所（大津幸町13番地1）
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
名称 公益社団法人 地域医療振興協会 理事長 吉新 通 康
所在地 東京都千代田区平河町2・6・3
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

文化賞選考基準（個人および団体）	
①文化賞	全国規模のコンクールで入賞または全道規模のコンクールで最高賞の者（小中学生を除く）
②文化奨励賞	全道、道東規模のコンクールで入賞または管内規模のコンクールで最高賞の者（小中学生を除く）
③少年文化賞	全国規模のコンクールで入賞または全道規模のコンクールで最高賞の小中学生
④少年文化奨励賞	全道、道東規模のコンクールで入賞または管内規模のコンクールで最高賞の小中学生
⑤文化功績賞	文化振興に顕著な功績をあげた者

スポーツ賞選考基準（個人および団体）

①スポーツ賞	全国規模の大会で入賞または全道規模の大会で優勝の者（小中学生を除く）
②スポーツ奨励賞	全道、道東規模の大会で入賞または管内規模の大会で優勝の者（小中学生を除く）
③少年スポーツ賞	全国規模の大会で入賞または全道規模の大会で優勝の小中学生
④少年スポーツ奨励賞	全道、道東規模の大会で入賞または管内規模の大会で優勝の小中学生
⑤スポーツ功績賞	①～④の指導者として、功績が顕著な者またはスポーツ団体の役員として功績が顕著な者
⑥特別賞	①～⑤に定めるほか、軽スポーツにおいて管内規模の大会で優勝、全国、全道、道東規模の大会で入賞した者

【推薦書】 教育課に備え付けてあります。
【提出期限】 1月24日（金）までに教育課社会教育係（☎579-5801）、または、体育振興係（☎574-2480）へ提出してください。